

徳島市上下水道局入札後審査型条件付一般競争入札実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、徳島市上下水道局（以下「局」という。）が徳島県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める建設工事をいう。以下同じ。）及び建設工事に関する測量、調査、設計業務等の委託（以下「建設工事等」という。）に係る入札後審査型条件付一般競争入札（以下「入札後審査型一般競争入札」という。）の実施に関し、徳島市上下水道局契約規程（昭和42年12月4日水管規程第21号）その他別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めることにより、入札の円滑な執行を図ることを目的とする。

(要綱規定の準用)

第2条 徳島市の徳島市入札後審査型条件付一般競争入札実施要綱（以下「徳島市実施要綱」という。）第2条から第17条までの規定は、第13条第8項を除き、徳島市上下水道局入札後審査型条件付一般競争入札実施要綱について準用する。この場合において、これらの規定中「市長」とあるのは「徳島市上下水道事業管理者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同要綱の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる 徳島市実施要綱	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条第1項第3号 及び第13条第9項	徳島市建設業者指名停止等措置 要綱	徳島市上下水道局建設業者指名 停止等措置要綱
第5条第1項第4号 及び第13条第9項	徳島市暴力団等排除措置要綱	徳島市上下水道局暴力団等排除 措置要綱
第10条第2項及び 第14条第2項	総務部契約監理課	総務課契約係

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

(徳島市水道局条件付一般競争入札実施要綱の廃止)

2 徳島市水道局条件付一般競争入札実施要綱は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行日前に公告した建設工事等については、徳島市水道局条件付一般競争入札実施要綱の規定の例による。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。